

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付について

令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。支給を受けるにあたっての申請は不要です。(公務員のみ申請必要)

ただし、一時金を希望しない場合には、6月15日(必着)までに令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書をこども未来課までに御送付ください。

給付金のチラシ等は5月下旬に送付します。(公務員は除く)

支給対象児童

- ・ 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童
- ・ 令和2年3月31日に吉田町に住民登録のあった児童

支給対象者

- ・ 支給対象児童の児童手当を受給されている方
※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は対象外になります。

支給額

- ・ 対象児童1人につき、1万円

支給日

- ・ 令和2年6月下旬(予定)

支給方法

- ・ 児童手当を受給している口座に振り込みます。

※注意事項

- ・ 児童手当の支給にあたって指定していた口座を解約している場合、給付金の支給ができません。児童手当の振込指定口座変更手続きをお願いいたします。

公務員の方へ

- ・ 所属庁を通して案内があります。所属庁から児童手当受給状況の証明を受け申請書を提出して下さい。
- ・ 申請書は令和2年6月1日～9月30日(必着)までにこども未来課へ御提出ください。

問い合わせ

こども未来課 児童福祉部門

0548-33-2153